

伊予市公告第 52 号

公募型プロポーザルの公告

なかやまフラワーハウスの指定管理者候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年9月1日

伊予市長 武智 邦典

1 指定管理概要

(1) 対象施設名

なかやまフラワーハウス(伊予市中山町中山戌723番地)

(2) 指定管理期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(3) 指定管理料(予算)

指定管理料は年間9,173,000円(税込)を上限とする。

2 参加資格

指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 法律行為を行う能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

(4) 国税及び地方税を滞納している者

(5) 伊予市暴力団排除条例(平成23年伊予市条例第30号)第2条第1号から第3号までの規定に該当する者

(6) 過去3年以内に地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

(7) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(8) 共同企業体(コンソーシアム)

複数の団体で構成する共同体を結成して参加する場合は、代表団体及び構成団体が上記(1)から(7)までの要件を満たすとともに、別途定める協定書(案)を提出できること。

(9) 防火管理者の設置

指定期間開始日までに施設に甲種防火管理者の資格を有する人員を配置することが可能であること。

(10) その他の要件

伊予市内に事務所等を有していること(現に事業所等を有していない場合は、指定管理開始期間までに市内に事業所等を設置すること。)

3 スケジュール

公募開始	令和8年9月1日(火)
現地説明会参加申込受付期間	令和8年9月1日(火)～9月18日(金)
現地説明会	令和8年9月28日(月)
質問書の受付期間	令和8年9月29日(火)～10月5日(月)
質問への回答	令和8年10月9日(金)
申請書類受付期間	令和8年10月13日(火)～10月22日(木)
プレゼンテーション実施案内	令和8年10月29日(木)
プレゼンテーション実施日 選定委員会	令和8年11月4日(水)
指定管理者の指定	令和8年12月議会(予定)

4 審査方法

伊予市なかやまフラワーハウス指定管理者選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

5 選定基準の概要

審査項目	選定基準
基本方針 業務計画	施設の設置目的を的確に理解し、利用促進や集客策などの課題解決に向けて、具体性、創意工夫及び実現可能性に優れていること。
実施体制 労働環境	適切な人員配置による安定した施設運営と、労働条件の確保や処遇改善、研修等への積極的な取り組みを通じて、持続可能な

	施設運営に貢献できるものであること。
収支計画 コスト提案	事業計画の内容が施設の管理業務に係る経費の縮減を図るものであること。
施設運営	清掃や保守点検等の維持管理計画が適切であり、防災、防犯、事故防止対策及び個人情報保護が万全に講じられていること。
地域貢献 波及効果	地元雇用の創出や地域団体・市内事業者との連携が図られ、当該団体ならではの付加価値のある提案がなされていること。

6 施設管理の範囲と要求水準

本施設において指定管理者が行うべき業務の範囲、維持管理の基準、その他の基本事項の詳細は、別紙「要求水準書」に定めるとおりとする。

7 申請書類の提出方法

申請書類の提出方法は、別紙「募集要領」に定めるとおりとする。

8 協定締結

伊予市と指定管理者候補者は協議の上、必要に応じて提案内容に変更、修正を加え、業務の仕様を決定し、指定管理期間を通した基本協定を締結したうえで、該当する年度ごとの協定書を締結するものとする。

9 その他

担当部署 産業建設部農林水産課

電話番号 089-909-6339

電子メール nourinsuisan@city.iyo.lg.jp